

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

本年度、2年目の事業として停留所の整備事業、地球環境保全対策と利用者の利便性の向上並びに地域の実状に合せた新型車両購入、事業実施に伴う財源の確保、これらの事業を円滑に推進するため法定協議会を適切に開催し、利用者が利用しやすい環境を整備し連携計画実現のため必要な検討を行った。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

平成19年度に市内交通システム樹立のため「市内交通システム調査委員会」を設置し、平成19年12月1日から平成20年11月30日までの1年間、バスによる実証運行を開始した。平成20年3月に法定協議会設立に伴い交通政策事業は法定協議会に継承された。平成20年度、法定協議会において実証運行期間中に利用状況の検証、路線の検証、ダイヤの検証、列車との接続の検証、停留所設置箇所の検証を行い本格運行に移行する路線、またやむなく実証運行期間中で終了する路線の検討を行った結果、実証運行終了後も利用者が少なく増加する見込みの無い路線は、実証運行期間で終了した。終了した路線は音羽線、古沢線、夷隅線である。

また、実証運行期間で比較的用户が多かった、市内循環線、東線、浪花線、大原・国吉線、東海線、布施線、大原線は法定協議会において利用者が今後増える見込と市民の交通手段確保のため、平成20年12月1日から本格運行に移した。運行に使用するバス車両については、当初バスが運行していることを市民に周知する目的と運行経費の軽減を図る目的で、事業者から中型バスを借用して運行を行っていた。平成21年度は法定協議会において、バスが市内に運行している当初の目的は達成されたことと借用している車両は旧型でステップが多く障害者、高齢者が乗降しづらい車両であるため、利用者の利便性の向上と環境にもやさしい新型車両の導入について法定協議会で検討を行った。

法定協議会での検討結果は、連携計画書に記載されているとおり、地域の実状と利用者が便利に利用できる小型ノンステップバス3台の購入で一致した。新型車両の運行は平成21年11月27日にバスが納車され、平成21年12月1日から新型車両での運行を開始した。新型車両での運行路線は、市内循環線、東線、浪花線である。大原・国吉線、東海線、布施線、大原線については、運行当初と変わらず15人乗りのワゴン車を使用した運行を継続している。そのほかの交通関連事業では、小型ノンステップバス導入に合わせ、高齢者や障害者の利用促進を図るため、心のバリアフリーを目指した交通バリアフリー教室を千葉運輸支局共催で平成21年12月18日に開催した。さらに、国土交通省政策統括官付参事官室の事業で「あらゆる歩行者が移動に関連する情報をいつでも・どこでも・手に入れることができるまちづくりを目指す」モビリティサポートモデル事業を実施している。平成22年度事業では、JR大原駅にエレベーターの設置を計画しソフト・ハードと両面で利便性向上に向け各種交通政策事業と連携を図り事業に取り組んでいるところである。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

実証運行期間中は、事業主体の検証を3ヶ月毎に行いダイヤの完備を実施し、利用者の増加に努めると共に法定協議会において事業評価を実施し、平成21年度は環境保全対策並びに利用者に対する利便性の向上と利用客増加に向けた取組として小型ノンステップバスを購入し市民、利用者から好評を得ている。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

実証運行開始時の平成19年12月の利用実績と21年10月の利用実績を比較すると、市内循環線が2.66%の増加、大原巡回(東線・浪花線)バス1.55%の増加であり法定協議会において本事業は、適切な事業と判断し小型ノンステップバスの導入に至った。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性
1 事業の本格実施に向けての準備
<p>① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。</p> <p>法定協議会において、実証運行期間中は3ヶ月毎の運行全体の検証とダイヤの見直しを行い利用客増加に向けた取組を実施し、利便性の向上を図り本格運行に移行した。 平成21年度は、更なる利便性の向上と環境対策に向けた取組として、小型ノンステップバスを購入し本事業を継続するものである。</p>
<p>② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。</p> <p>実証運行終了後、平成20年12月から音羽線、古沢線、夷隅線を除き、利用者が比較的多い市内循環線、東線、浪花線、大原・国吉線、東海線、布施線、大原線を連携計画に基づき本格運行に移行し事業を継続している。さらに利用者が利用しやすい環境整備を実施し利便性の向上に努めている。</p>
2 事業の実施環境
<p>① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。</p> <p>当該事業は、実証運行期間中の検証と見直しを経て本格運行に移行し事業を継続している。 財源については、運行経費の30%を利用料で賄い、不足経費については市財政課と協議し事業の継続を実施する。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。</p> <p>現時点では、住民による啓発活動や協力金の拠出が実施されていないが法定協議会において今後検討する。</p>
<p>③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。</p> <p>継続可能な運行を実施するため、法定協議会で事業収益の増加に向けた検討を行うと共に運行委託事業者からの意見の反映と利用者からの意見を取入れ利便性の向上に努めている。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

<p>V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成</p>
<p>① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。</p> <p>法定協議会の運営要領が、平成20年度の第1回目の同協議会で決定され、制定されており、法定協議会での審議事項は、調査事業の進め方、調査事業の実施状況、調査事業に係る自己評価、連携計画の策定、計画事業の実施状況、計画事に係る自己評価、その他法定協議会において必要と認められた事項と記載されており運営要領のとおり実施している。</p>
<p>② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。</p> <p>いすみ市地域公共交通活性化協議会の構成員は、「旧いすみ市市内交通システム調査委員会」のから元夷隅地区区長協議会の会長、元いすみ市大原区長会の会長、元岬地区区長会の会長、いすみ市商工会の会長、いすみ市商工会の副会長2名、が含まれている。その他、事業の検証を実施する上でバス利用者が集まる商店街の無料休憩所等に出向き利用者の声を聴取し意見を反映させている。</p>
<p>③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。</p> <p>平成21年度の法定協議会では次の事項が審議された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 乗合タクシー運行事業の継続について 2. いすみ市地域公共交通連携計画の実施について 3. いすみ市路線バス実証運行の利用実績について 4. いすみシャトルバスの時刻変更について <p>上記事項については事務局案で合意された。</p>
<p>④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。</p> <p>法定協議会の運営要領において、議事の傍聴は原則可能である。 議事録は市のホームページにおいて会議開催後速やかに公表することが規定されており、当該規定に沿って協議会の議事録が開示公開されている。</p>
<p>⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。</p> <p>連携計画に記載されている、平成21年度事業として停留所の整備事業、小型ノンステップバスの購入事業、ダイヤの検証と見直し、乗合タクシー運行事業の検証と見直しを協議し合意の基、実施された。翌年度も引続き法定協議会で、連携計画と交通政策について検証を行い利便性の向上に努める。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。